

信州の安心なお店認証制度 認証基準（チェックシート）

記入例

・対策の具体的な内容を記入してください。
・他にも自発的に工夫している取組があれば、合わせて記入してください。

実施日： 現地確認時に記入します

施設名：

確認者： 現地確認時に記入します

<チェック方法> ○:実施済み △:一部実施 ×:未実施 □:適用外

項目	内容	チェック	具体的な取組
対人距離	1 利用施設内では最低1mの来客者間の対人距離を確保するよう努めている。	チェック欄は、現地確認で巡回員が使用しますので、記入不要です。	運動中も対人距離を1m以上とるよう、注意書きを掲示。また、受付順番待ちの位置をマーキングし、お客様が密にならないように案内している。
	2 来店者数が多い際には、利用スペースを間引く、予約を推奨するなど、可能な限りにおいて人数管理に努めている。		事前予約を推奨し、館内の利用者数があらかじめ決めた人数を上回る場合は受付をお待ちいただいている。
	3 カウンター内の従業員と利用者との間は、1m以上開けるか、アクリル板等で区切る。		受付カウンターにアクリル板を設置している。
	4 アクリル板や透明ビニールカーテン等を設置した場合には、定期的な消毒を行う。		アクリル板は2時間に1回消毒している。
手指消毒	5 施設の入口や施設内に消毒用アルコールを設置する。		施設入口とトイレに消毒用アルコールを設置している。
	6 従業員への手指消毒を徹底するとともに、利用者へのこまめな手指消毒や石鹸と流水による手洗いの呼びかけを実施する。※来店時に消毒を励行している。		従業員は出勤時やトイレ後の手指消毒を徹底指導。お客様へは入場時の手指消毒の注意喚起を掲示している。
マスク	7 従業員は常時マスクを着用するよう徹底する。		従業員は原則常時マスク着用の義務付け指導。
	8 マスクに加え、必要に応じて手袋やフェイスガード、ゴーグル等を着用する。		ゴミの廃棄時など必要時に手袋やフェイスガードを使用できるよう用意している。
	9 利用者へ可能な限りマスクの着用を働きかけるとともに、会話する際にはマスク着用の呼びかけを実施する。		お客様へのマスク着用のお願いを掲示し、受付カウンターでも着用を声掛け。忘れたお客様のために館内で販売している。
施設換気	10 施設内においては扉や窓の開閉による定期的(1時間に2回以上)な換気を実施する。		空調機器を常時稼働し、部屋の空気が1時間で3回以上入れ替わる換気量を確保している。
施設	11 カウンターテーブルや入口の扉、タッチパネルなど、施設内で他人と共用し接触する部分が多い箇所の定期的な消毒を行う。		運動用の機器、ドアノブ、チケット販売機等を2時間に1回消毒している。

項目	内容	チェック	具体的な取組	
設 内 感 染 対 策	12	カウンター等の什器で、他人と共用し接触する部分が多いものは、利用者が入れ替わるタイミングで定期的に消毒する。	チェック欄は、現地確認で巡回員が使用するので記入不要です。	お客様には消毒済みのロッカーを使用しているため、使用後は消毒するなど、共用部分を定期的に消毒している。運動用機器は使用の都度お客様が消毒。
	13	共通のタオルの利用を禁止し、ペーパータオル等の感染リスクの低い代用可能な備品の積極的な利用に努める。		トイレにペーパータオルを設置したほか、運動用機器の拭き取り用の共用タオルを廃止してペーパータオルとアルコールを設置している。
個 別 事 項	14	上記のほか、施設において従来共用としていた備品等について、利用者の持参を促すなど、共用機会の抑制に向けた働きかけを行う。		更衣室のドライヤー等の共用を避けるよう、一時的に撤去している。
	15	施設内で会話する可能性のある場所においては、会話を控える等の働きかけを行う。		更衣中等、マスクを外す場合は会話をしないよう、注意書きを掲示している。
そ の 他	16	(該当がある場合のみ)施設内で利用者が共有する備品等については、消毒するためのルールを定め、利用者に周知する。		運動用機器は使用の都度お客様が消毒するよう、張り紙と声掛けをしている。
	17	現金の接触機会を減らすべく、キャッシュレス決済を推奨する。		QRコード決済を導入し、推奨している。
そ の 他	18	業務開始前に検温や体調確認を行う。そのうえで発熱等の症状が確認された場合には、従業員の出勤を停止させる。		出勤時に検温し、タイムカードに体温を記入。37.5度以上の熱がある場合は休むこととしている。
	19	来客者全員に検温及び体調確認を実施する。	受付カウンターでお客様の検温と体調確認を行い、37.5度以上の熱がある場合はご利用をお断りしている。併せてその旨を入口に掲示。	
	20	将来の感染発生に備え、連絡先を確認し名簿等にて管理している。※会員権等で来店履歴が分かるような配慮を行うなど。	会員情報と利用記録により、来館履歴の確認が可能。	
	21	自社が属する業種別のガイドラインに定められている対策について確認を行い、その内容を遵守している。	業種別のガイドラインを遵守している。	
	22	県から配布する「お客様と共につくる“信州の安心なお店”当店の取り組み」を店頭の目立つ場所に掲示し、その内容を遵守する。	巡回時に巡回員がお渡ししますので、記入不要です。	

備考、その他特記事項(チェックシートの項目以外で感染症対策として講じられているものがありましたら別紙で提出してください。)